

本会の教育業績顕彰制度のあり方検討報告 (答 申)

本答申は2005年10月理事会に報告された。この答申を受けて表彰委員会では、答申で提案された教育賞について、対象業績に教材・教育プログラムのみではなく、長年にわたる教育業績を追加すべく再検討を行っている。予定では、2006年7月理事会に教育賞の設置提案を行い、10月に公募を行う。

2005年10月20日

教育普及事業委員会

作成関係委員

●教育普及事業委員会（2004年6月～2005年5月）

- 委員長：細田 雅春（教育担当副会長/佐藤総合設計副社長）
委員：可児 才介（事業理事/建築文化事業委員会/大成建設設計本部長）
同：小林 英嗣（事業理事/刊行委員会/北海道大学教授）
同：斎藤 賢吉（日本建築学会専務理事）
同：高梨 晃一（建築教育認定事業委員会）
同：西谷 章（建築教育委員会/早稲田大学教授）
同：平倉 章二（事業理事/設計競技事業委員会/久米設計副社長）
同：村上 美奈子（子ども教育事業委員会/計画工房所長）
同：吉野 博（教材委員会/東北大学教授）
同：六鹿 正治（事業理事/能力開発支援事業委員会/日本設計副社長）

●教育普及事業委員会（2005年6月～）

- 委員長：岡本 宏（教育担当副会長/清水建設設計・プロポーザル統括）
委員：北 泰幸（事業理事/建築文化事業委員会/竹中工務店設計本部長）
同：斎藤賢吉（日本建築学会専務理事）
同：西谷 章（建築教育委員会/早稲田大学教授）
同：長谷見雄二（事業理事/刊行委員会/早稲田大学教授）
同：服部 岑生（建築教育認定事業委員会/千葉大学教授）
同：宗本 順三（事業理事/設計競技事業委員会/京都大学教授）
同：村上 美奈子（子ども教育事業委員会/計画工房所長）
同：吉野 博（教材委員会/東北大学教授）
同：六鹿正治（事業理事/能力開発支援事業委員会/日本設計設計副社長）

○教育業績顕彰制度検討小委員会（2004年12月～2005年10月）

- 主 査：吉野 博（東北大学教授）
委員：秋山 恒夫（高度ポリテクセンター教授）
同：石川 孝重（教材委員会/日本女子大学教授）
同：稲葉 武司（建築教育委員会）
同：小澤紀美子（東京学芸大学教授）
同：久保 猛志（金沢工業大学教授）
同：坪内 文生（能力開発支援事業委員会/鹿島建設建築管理本部）
同：西谷 章（建築教育委員会/早稲田大学教授）
同：村上美奈子（子ども教育事業委員会/計画工房所長）

目 次

1. 「教育業績顕彰制度検討小委員会」設置の目的	1
2. 工学系学協会の教育顕彰制度	1
3. 教育業績顕彰制度のあり方検討	1
4. 新たな教育業績顕彰制度の枠組み	2
5. 関係規程の制定・改正	
(1) 表彰規程改正(案)	7
(2) 教育賞選考委員会運営規程(案)	10
(3) 教育賞候補業績募集要項(案)	12

1. 「教育業績顕彰制度検討小委員会」設置の目的

建築分野における教育は、大学等における教育の国際化、資格の国際化により各方面で大きな改革が進んでいる。本会においても大学等の専門教育から技術者等の継続教育、子ども教育、社会人の生涯教育まで活発な調査研究・事業活動が展開されている。

このような背景から、2004年10月に理事会から教育普及事業委員会に対して、本会としてこの分野のますますの発展を支援する一つの方策として教育業績の顕彰制度のあり方についての検討が付託がされ、当委員会では「教育業績顕彰制度検討小委員会」（以下小委員会）を設置して検討を行った。

2. 工学系学協会の教育顕彰制度

主な工学系学協会（日本工学教育協会、日本機械学会、日本化学会、化学工学会、情報処理学会、空気調和・衛生工学会）は、最近10年の間に教育の重要性を認識しその分野の発展を奨励することを目的として教育に関する賞を設置している（資料1）。

それらの賞の性格は大きく二つに分けることができる。一つは人の長年の教育貢献に対して与える功績賞ともう一つは具体的な教育業績（教材、教育プログラム等）に与える賞である。日本工学教育協会、情報処理学会はいずれの賞も有しているが、日本化学会、化学工学会は功績賞、日本機械学会は具体的な教育業績に対する賞のみである。

授賞件数については、功績賞は2～5件以内、具体的な教育業績に与える賞は比較的件数が多く5～10件以内となっている。応募資格は多くの学協会が会員を原則としている。

3. 教育業績顕彰制度のあり方検討

小委員会において本会の教育業績のあり方の検討を行い概ね以下の結論を得た。

- (1) 大学教員は研究と同時に教育に対する貢献も求められる。大学等の教育機関ではさまざまな場面において特色ある建築教育の実践が展開されている（参考文献1）。従来、とかく個人レベルに埋もれがちなこれらの実践を顕彰することは、教育機関における教育の質の向上に貢献する。また、JABEEではFDやカリキュラム構築が重視されており、教育業績の評価がますます重要になる。
- (2) 建築教育は専門教育のみならず子ども・市民を対象として幅広く展開されており、その中で特色ある建築教育の実践が数多く見られる。これらの教育実践の中から優れた業績を顕彰することは、この分野の発展に大きく貢献する。
- (3) 企業では、団塊世代が退職する時代をむかえ若手社員に対する教育の必要性が高まっている。技術者等の教育に関しても優れた教育実践が行われており、これを推進する意味での顕彰制度が求められる。
- (4) 以上の状況から、これからの建築教育を発展させるような特色ある教育業績（教育プログラム、教材等）を対象にした新たな顕彰制度が求められているので、小委員会は教育業績を顕彰する新たな制度の創設を答申することにした。

(5) なお、継続的な活動による集大成された教育業績は学会賞（業績）で扱うのが筋であると考えられる。学会賞（業績）の対象とする「学術・技術・芸術などの進歩に寄与する、論文・作品・技術部門以外の優れた業績」の中に教育業績を位置づけることが望まれる。

4. 新たな教育業績顕彰制度の枠組み

当委員会では、上記の教育業績顕彰制度のあり方検討の結論を踏まえ、新たな賞を設置する方向で検討を進めた。その賞の枠組みは概ね以下のとおりである（資料2）。

(1) 賞の名称

- ・日本建築学会教育賞

(2) 「教育賞」の位置づけ（資料3）

- ・日本建築学会表彰規程に定める賞とする。
- ・「大賞」「学会賞（論文・作品・技術・業績）」**「教育賞」**「奨励賞（論文）」
「作品選奨」「文化賞」

(3) 賞の対象

- ・学会賞（業績）との差異を明確にするために応募できる教育業績の対象をできる限り明確に示す。
- ・対象業績の範囲は建築に関する幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育、生涯教育等の全分野にわたる。
- ・具体的な教育実践（教育プログラム、教材等）を対象にする。具体例を以下のように明示する。
 - ①斬新な教育プログラムを策定・実践し、その成果が認められたもの
 - ②教科書・ビデオ・CD-ROM・DVD等の出版物、Web教材等のインターネットから提供される教材、模型教材等にあつて教育上効果が著しいと認められるもの
- ・応募できる業績の完成年は近年中に実践された業績とするが、教育業績は実践期間が長期にわたらなければ教育効果の説明が難しい場合を考慮して、長期にわたり実践され最近その成果が出た業績であってもよい。

(4) 応募資格

- ・会員とするが、幼児・初等・中等・生涯教育等幅広い分野からの応募が考えられるので、代表者が会員であるグループによる応募も認める。

(5) 表彰件数

- ・賞の数は、具体的教育実践を対象にするのであればある程度多く出した方がよいとの意見もあったが、厳選寡少を旨とし賞のレベルを維持するために、当面授賞件数は5件以内とし、賞に値する業績がなければ出さないこととする。

(6) 重賞

- ・重賞は妨げない。

(7) 選考方法

- ・選考委員会における応募書類による 1 次審査、ヒアリングによる 2 次審査の 2 段階審査とする。

(8) 評価基準

- ・応募される教育業績は対象者・教育内容・教育実施機関等が多様であり、単一の評価尺度のみで評価するのは難しい。したがって、「教育効果」「教育活動を通じた社会への貢献」「当該分野での周知度」「教育上の創意工夫（独創性）」の複数の評価基準を設定して、一つ以上の評価基準による評価を行う。

(9) 実施時期

- ・2006 年度実施を目途とする。

(10) その他

- ・授賞式は大会の場で行う。
- ・教育分野の活性化を推進するために、受賞者には大会の場で授賞業績のプレゼンテーションをしてもらう。

5 . 関係規程の制定・改正

- (1) 表彰規程改正（案）(資料 4)
- (2) 教育賞選考委員会運営規程（案）(資料 5)
- (3) 教育賞候補業績募集要項（案）(資料 6)

<参考文献>

- 1) 建築教育機関等の特色ある教育実践のアンケート結果、2005 年度日本建築学会大会（近畿）教材部門研究懇談会資料、pp. 3-9、2005 年 9 月

工学系学協会の教育顕彰制度一覧

資料 1

2004年8月23日

学会	日本機械学会	日本化学会		情報処理学会		化学工学会	空気・調和衛生工学会
賞名	日本機械学会教育賞	化学教育賞	化学教育有功賞	優秀教育賞	優秀教材賞	教育功労賞	高校教育賞
設立年	2001年度	1993年度		2000年度			1986年
賞の対象	<p>国公立の機関または企業で教育に携わる本会会員（正員、准員、特別員）を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育機関において、斬新な教育カリキュラムを策定、実行し、その成果が認められるもの。 教科書・ビデオ・CD-ROM等の教育出版物、学会誌・論文集等の本学会刊行物における技術教育関連記事にあたって、優秀あるいは技術啓蒙が著しいと認められるもの。 技術教育制度の創設・普及活動、技術教育に関連する啓蒙活動、企業や各種団体における新人・若手の技術教育、自己の後輩育成等において、功績が著しいと認められるもの。 技術コンクール等に若手技術者・学生等の育成・教育を目的として参加する創造性教育、工学教育に関わるボランティア活動において、継続的な参加等により功績が著しい、あるいは優秀な成績をおさめたもの。 	<p>原則として本会会員であって、国際的または全国的視野において、化学教育上、特に顕著な業績または功績のあった者に授与する。</p>	<p>本会会員に限らず、化学教育に従事し、その組織または地域において教育上顕著な業績または功績のあった者もしくは独創的な着想に基づく教育や評価方法の考案によって教育上顕著な貢献のあった者に授与する。</p>	<p>情報処理教育に関して優れた教育の実践を行った個人正会員を対象に授与する。</p> <p>情報処理教育に関して優れた教育の実践を行った会員の教育内容が分かるように構成されたホームページを閲覧して選定。</p>	<p>情報処理教育に関して優れた教材の開発を行った正会員を対象に授与する。</p> <p>教材は教科書、参考書、パッケージメディア、インターネットコンテンツなどを含む。教材の内容ごとに構成されたホームページを閲覧して選定。</p>	<p>本会正会員に限らず、化学工学およびそれに関連する基礎教育に従事し、教育上顕著な業績または功績のあった者に授与する。本賞は、高校、工業高校、高専、および大学関係者等個人を対象とするが同一業績について3名以内の連名で受賞することができる。</p>	<p>空気調和・衛生工学会と工業の振興と発展および新進の研究者・技術者を育成することを目的として、特に優秀な大学の学生、高校教育に携わる者の論・報文、会員の技術に関する業績を表彰する。</p>
件数	10件以内	3件以内	5件以内	原則として5名以内	原則として5名以内	2件以内	1件以内
賞の種類	<ul style="list-style-type: none"> 日本機械学会賞（論文） 日本機械学会賞（技術） 日本機械学会賞（技術功績） 日本機械学会奨励賞（研究） 日本機械学会奨励賞（技術） 日本機械学会教育賞 	<ul style="list-style-type: none"> 日本化学会賞 学術賞 進歩賞 化学教育賞 化学教育有功賞 化学技術賞 化学技術有功賞 技術進歩賞 	<ul style="list-style-type: none"> 功績賞／顕功賞 論文賞 記念論文賞 Best Author賞 創立40周年記念Best Paper of '90s賞 Best Editor賞 坂井記念特別賞 研究開発奨励賞 研究賞 山下記念研究賞 学術奨励賞 大会奨励賞 大会優秀賞 船井ベストペーパー賞 FIT論文賞 FITヤングリサーチャー賞 優秀教育賞 優秀教材賞 業績賞 学会活動貢献賞 	<ul style="list-style-type: none"> 学会賞 研究賞 奨励賞 技術賞 池田賞 實吉賞 玉置賞 内藤賞 教育功労賞 研究功労賞 学会活動功労賞 	<ul style="list-style-type: none"> 空気調和・衛生工学会賞 論文賞 技術賞 空気調和・衛生工学会特別賞「十年賞」 空気調和・衛生工学振興賞 学生賞 高校教育賞 技術振興賞 住宅環境設備賞 空気調和・衛生工学会功績賞 		

本会の教育業績顕彰制度の枠組みについて

賞の名称	日本建築学会教育賞
賞の対象	<p>会員により、近年中に実践された建築に関する幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育、生涯教育等であって、建築教育の発展に寄与した優れた業績で次に該当するもの。</p> <p>1. 斬新な教育プログラムを策定・実践し、その成果が認められるもの</p> <p>2. 教科書・ビデオ・CD-ROM・DVD等の出版物、Web教材等のインターネットから提供される教材、模型教材等にあつて教育上効果が著しいと認められるもの</p>
応募資格	<p>会員または代表者が会員であるグループによる業績</p> <p>1. 自薦</p> <p>2. 他薦（会員、支部、研究機関・団体および職場が推薦したもの）</p>
表彰件数	5件以内（表彰に値する業績がないときは授与しないこともある）
重賞	重賞は妨げない
選考方法	選考委員会における応募書類による1次審査、ヒアリングによる2次審査の2段階審査
評価基準	<p>下記の評価基準の一つ以上による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の効果 ・教育活動を通じた社会への貢献度 ・当該分野での周知度 ・教育上の創意工夫（独創性）
表彰式	大会会場
その他	教育分野の活性化を推進するために受賞者には大会の場で受賞業績のプレゼンテーションをしてもらう。

本会の表彰制度における「教育賞」の位置付け

資料3

賞の種類 賞の内容	日本建築学会大賞	日本建築学会賞 （「論文」、「作品」、「技術」、「業績」）	日本建築学会教育賞	奨励賞（論文）	作品選奨	文化賞
賞の対象	本会の目的に照らし、建築に関する学術・技術・芸術の発展向上に長年の業績を通じて、特に著しく貢献した本会個人会員を対象とする。	<p>・「論文」：近年中に完成し発表された研究論文であって、学術の進歩に寄与する優れた論文を対象にする。その際、分野を集大成した論文、独創的な単独の論文、あるいは新しい分野、境界領域の論文まで幅広く考慮する。</p> <p>・「作品」：近年中主として国内に竣工した建築（庭園・インテリア、その他を含む）の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた作品を対象とする。</p> <p>・「技術」：近年中に完成した建築技術であって、特定の建築・工法・材料・手法等に結実した新しい技術（研究・開発を含む）を評価の対象とする。（継続的な活動によって構築された技術が対象となる場合には業績部門とする）</p> <p>・「業績」：学術・技術・芸術などの進歩に寄与する論文・作品・技術部門以外の優れた業績であって、近年中に完成した業績および継続的な活動によってその成果が認められた業績で、次に該当するものを対象にする。</p> <p>(1)建築・都市に関するもの (2)建築の技術・技能に関するもの (3)建築遺産の保存に関するもの (4)建築評論・著作・出版事業に関するもの (5)建築にかかわる社会活動に関するもの (6)その他この賞の目的に適合するもの</p>	<p>会員により、近年中に実践された建築に関する幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育、生涯教育等であって、建築教育の発展に寄与した優れた業績で次に該当するもの。</p> <p>(1)斬新な教育プログラムを策定・実践し、その成果が認められるもの</p> <p>(2)教科書・ビデオ・CD-ROM・DVD等の出版物、Web教材等のインターネットから提供される教材、模型教材等において教育上効果が著しいと認められるもの</p>	会員により近年中に発表された独創性・萌芽性・将来性のある建築に関する優れた論文等の業績を対象とする。	その年の作品選集に掲載された作品であって、学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。	原則として会員以外により、建築文化の向上、建築への理解と認識の向上に貢献した業績を対象とする。
表彰件数	2件	<p>・「論文」：10件 ・「作品」：3件 ・「技術」：3件 ・「業績」：4件</p>	5件	15件	12件	3件
賞の内容	賞状および賞牌	賞状、賞牌、賞金、「作品」には銘板	賞状、賞牌	賞状、賞牌、賞金	賞状、賞牌、銘板	賞状および賞牌
公募および推薦	本会特定機関の推薦	公募・推薦	公募・推薦	公募	公募	本会特定機関の推薦
選考委員会の設置	大賞選考委員会	学会賞選考委員会 ・論文部会 ・作品部会 ・技術部会 ・業績部会	教育賞選考委員会	奨励賞選考委員会	作品選奨選考委員会	文化賞選考委員会

日本建築学会表彰規程 改正(案)

第1条(総則) 定款第5条8項に定める業績の表彰については、この規程の定めるところによる。

第2条(表彰の種類) 表彰の種類は以下に示すものとする。

- (1) 日本建築学会大賞(以下「大賞」という)
- (2) 日本建築学会賞(以下「学会賞」という)
 - 1) 論文
 - 2) 作品
 - 3) 技術
 - 4) 業績(論文・作品・技術以外)
- (3) 日本建築学会教育賞(以下「教育賞」という)
- (4) 日本建築学会奨励賞(以下「奨励賞」という)
 - 1) 論文
- (5) 日本建築学会作品選奨(以下「作品選奨」という)
- (6) 日本建築学会文化賞(以下「文化賞」という)
- (7) 支部における賞
支部の賞については、以下の条文によらず支部の規程による。
- (8) 個人または法人からの寄金による賞(以下「寄金による賞」という)
寄金による賞については、以下の条文によらず別に定める規程による。

第3条(賞の対象) 各賞の対象は下記による。

- (1) 大賞は、本会の目的に照らし、建築に関する学術・技術・芸術の発展向上に長年の業績を通じて、特に著しく貢献した本会個人会員を対象とする。
- (2) 学会賞(論文)は、近年中に完成し発表された研究論文であって、学術の進歩に寄与する優れた論文を対象とする。
- (3) 学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築作品であって、芸術・技術の発展に寄与する優れた作品を対象とする。
- (4) 学会賞(技術)は、近年中に完成した建築技術であって、技術の発展に寄与し、優れた成果に結実した技術を対象とする。
- (5) 学会賞(業績)は、論文・作品・技術部門以外の、近年中に完成した業績であって、学術・技術・芸術などの進歩に寄与する優れた業績を対象とする。
- (6) 教育賞は、会員により近年中に実践された建築に関する教育であって、建築教育の発展に寄与する優れた業績を対象とする。
- (7) 奨励賞(論文)は、会員により近年中に発表された独創性・萌芽性・将来性のある建築に関する優れた論文等の業績を対象とする。
- (8) 作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品であって、学術・技術・芸術の

総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。

(9) 文化賞は、原則として会員以外により、建築文化の向上、建築への理解と認識向上等に貢献した業績を対象とする。

第4条(賞の内容)

各賞の内容は以下に示すものとする。

- (1) 大賞・文化賞に対しては、賞状および賞牌
- (2) 学会賞に対しては、賞状、賞牌、賞金、さらに作品に対しては銘板
- (3) 教育賞に対しては、賞状および賞牌
- (4) 奨励賞に対しては、賞状、賞牌および賞金
- (5) 作品選奨に対しては、賞状、賞牌および銘板をそれぞれ授与する。
- (6) なお、いずれの賞に対しても副賞を贈ることができる。

第5条(表彰の件数) 毎年の表彰の件数は、厳選寡少を旨とし、次の基準による。

- (1) 大賞 2件
- (2) 学会賞
 - 1) 論文 10件
 - 2) 作品 3件
 - 3) 技術 3件
 - 4) 業績 4件
- (3) 教育賞 5件
- (4) 奨励賞
 - 1) 論文 15件
- (5) 作品選奨 12件
- (6) 文化賞 3件

第6条(公募および推薦) 第3条に示す賞のうち、学会賞、教育賞、奨励賞ならびに作品選奨は公募し、大賞ならびに文化賞は本会特定機関の推薦による。作品選奨は作品選集掲載作品より選考する。

第7条(表彰委員会) この規程の定める表彰制度の適正な運用のため、理事会の補佐機関として、表彰委員会を設置する。

第8条(選考委員会) 授賞候補者選考のため、各賞ごとにつぎの選考委員会をおく。

- (1) 大賞選考委員会
- (2) 学会賞選考委員会
 - 1) 論文部会
 - 2) 作品部会
 - 3) 技術部会
 - 4) 業績部会
- (3) 教育賞選考委員会
- (4) 奨励賞選考委員会

(5) 作品選奨選考委員会

(6) 文化賞選考委員会

第 9 条 (賞を受ける者) 大賞を除き表彰するものの選定に当たっては、組織の名目に捉われず、その業績をあげるために実際に中心となったもののうちから少数を選ぶ。

第 10 条 (選考の結果) 選考委員会は、表彰業績候補の選考結果を選定理由書を添えて表彰委員会に報告しなければならない。

第 11 条 (表彰業績の決定および賞の授与) 表彰委員会委員長は表彰業績候補を理事会に諮り、その承認を得て表彰業績を決定し、原則として毎年通常総会において賞を授与する。

第 12 条 (発表) 表彰業績は理事会が承認するまで公にしない。

第 13 条 (委員名の公表) 原則として、各賞の選考委員は公表する。

第 14 条 (その他) 各賞選考等に必要な事項はそれぞれの規程による。

日本建築学会教育賞選考委員会運営規程（案）

2005年 月 日理事会決

- 第1条（目的・名称） 表彰規程第2条（3）の日本建築学会教育賞に関する制度を運用するために、教育賞選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 第2条（組織） 委員会には委員長および幹事若干名をおく。委員長および幹事は、毎年度初めの委員会において委員が互選する。
- 第3条（委員・専門委員） 委員会は、10名の委員をもって組織する。
2. 委員の任期は2か年とし、原則として毎年その半数を交代する。委員の任期は毎年10月に始まり翌々年の9月をもって終わる。
 3. 中間に委嘱した委員の任期は前任者の残任期間とする。
 4. 委員会は審査のため、専門委員若干名を委嘱することができる。
専門委員の任期は委員会における毎年度の業績に対する審査が完了したときをもって終わる。
 5. 専門委員は委員会の依頼する候補業績の内容を精査して委員会に報告する。
また、所要の資料提出要請に応じ、委員会審議に関与を求められたときには出席して意見を述べる。ただし、票決には加わらない。
 6. 委員および専門委員の委嘱は本会の規則による。
- 第4条（委員の選出） 次年度の新任委員の選出方法は下記による。
- （1）表彰委員会が、専門分野・所属分野等を勘案して新任委員の候補者を選び、理事会が決定する。
 - （2）専門委員は委員会の申し出によって理事会が決める。
- 第5条（運営） 委員会は募集条件、審査方法、候補業績の審査、表彰業績候補の決定および表彰委員会への報告、その他この制度運営に関する任務を負う。
- 第6条（会議の招集） 委員会を開催するときは、委員長が招集する。
- 第7条（審査） 表彰業績候補は委員会において、これを決定する。
2. 審査の対象
会員により、近年中に実践された建築に関する幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育、生涯教育等であって、建築教育の発展に寄与した優れた業績で次に該当するもの。
 - （1）斬新な教育プログラムを策定・実践し、その成果が認められるもの。
 - （2）教科書・ビデオ・CD-ROM・DVD等の出版物、Web教材等のインターネットから提供される教材、模型教材等にあつて教育上効果が著しいと認められるもの。
 3. 委員会は出席または通信による3分の2以上の委員の参加により成立する。委員会における決定は、参加委員の合議による。委員会における決定は、委員の3分の2以上の出席がなければ結審とすることができない。ただし、委員が通信によって結審に関与したときは出席同様と見なす。

4. 委員の業績が候補となったときには、その年間の委員の職務を停止する。委員の職務停止などにより欠員を生じ、委員会構成委員数が第3条の定員の3分の2未満になった場合には委員を補充しなければならない。
5. 審査は「候補業績説明書」ならびに業績を具体的に説明できる補足資料による。ただし、候補業績の内容につき当該業績関係者に審査に必要な資料の提出を求め、または委員会に出席を求めて説明を聴取することは妨げない。
6. 審査の結果は理事会が承認するまで公にしない。
7. 委員名ならびに審査経緯は公表するものとする。

第8条（賞） 賞は厳選寡少を旨とし、毎年の表彰業績の数は次の基準による。

表彰業績数 5件

表彰に価する業績のないときは授与しないこともある。

2. 重賞

重賞を妨げない。

3. 賞を受ける者

賞を受ける者の選定に当たっては、組織の名目にとらわれず、その業績をあげるために実際に中心となったもののうちから少数を選ぶ。ただし、個人の選定をし難いときには、組織等を表彰することができる。

4. 賞の内容

賞は、賞状および賞牌とする。また、共同業績を表彰する場合には賞状は共同者ごとに贈る。

第9条（発表） 理事会の承認と同時に本人に通知する。また、本会事務所に掲示する。

付 則

1. この運営規程に規定されていない事項は、委員会の定める内規による。
2. この規程は2005年12月 日より施行する。

2006年日本建築学会教育賞候補業績 募集要領(案)

1. 賞の対象

会員により、近年中に実践された建築に関する幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育、生涯教育等であって、建築教育の発展に寄与した優れた業績で次に該当するもの。

- (1) 斬新な教育プログラムを策定・実践し、その成果が認められるもの
- (2) 教科書・ビデオ・CD-ROM・DVD等の出版物、Web教材等のインターネットから提供される教材、模型教材等にあつて教育上効果が著しいと認められるもの

2. 応募資格

会員または代表者が会員であるグループ

3. 審査の対象

- (1) 会員が推薦または応募したもの
- (2) 本会支部、研究機関・団体および職場が推薦したもの

4. 審査資料

- (1) 候補推薦書 1部
- (2) 候補業績説明書 3部
- (3) 候補者が複数の場合は、それぞれの候補者が候補業績にどう関与したかを明記した資料(候補者はその業績に主となって関与した関係者の間で了解が得られていること)
- (4) 業績を具体的に説明する紙面による補足資料を添付することができる。
- (5) 審査の必要上さらに詳細な資料の提出を求めることがある。
- (6) 資料の作成費は応募者の負担とする。

5. 表彰

- (1) 賞は「日本建築学会教育賞」と称し、賞状・賞牌を授与する。
- (2) 1項で規定した業績を対象とするが、賞を受ける者はその業績に主となって関与した者を少数選ぶ。
- (3) 賞を受ける者は個人が原則であるが、個人を特定しがたい場合には組織等を表彰する場合がある。
- (4) 表彰する業績の名称および賞を受ける者は、選考の結果、候補推薦書と異なる場合がある。
- (5) 適当な業績がなければ表彰しない場合もある。
- (6) 表彰式は大会の場で行う。

6．表彰件数

厳選寡少を旨とし5件以内とする。

7．候補業績説明書

候補業績説明書は下記事項について図表・写真・文献リストを含めてA4判用紙4頁以内にまとめる。

(1) 次の評価基準のうち一つ以上を選定して、応募業績の意義、特色などについて記述すること。

- ・教育効果
- ・教育活動を通じた社会への貢献
- ・当該分野での周知
- ・教育上の創意工夫(独創性)

(2) 候補者と業績との関係

候補者の業績がその所属する組織等の中でなし遂げられたものである場合には、当該候補者がその業績達成のために果たした役割を具体的に説明する。

8．大会における授賞業績のプレゼンテーション

受賞者には大会の場で当該業績のプレゼンテーションをしてもらう。

9．2006年日本建築学会教育賞選考委員会

10名

10．資料の取扱い

(1) 資料は所定の候補推薦書に添付する。候補推薦書の書式は本会ホームページからダウンロードできるが、会誌に掲載してある書式をコピーしたものでも差し支えない。

(2) 提出先

〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

社団法人日本建築学会

日本建築学会教育賞選考委員会

(3) 審査のために提出した資料で、返却を希望するものは返却する。

(4) 受賞者は提出資料1部を本会に寄贈する。

11．日程

2006年4月 日 応募・推薦締切り

2006年7月 理事会で表彰業績の承認後公表

2006年9月 大会において贈呈式